行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	資源循環推進課	整理番号	2-3
許認可等の種類	再生利用業者の変更の指定(再生輸送業)				
根拠法令条例等・ 条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項ただし書、同法施行規則第9条第2 号及び廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第21条第1項				
許認可等の概要		ことが確実である こおける事業範囲	と知事が認める産業 の変更の指定	業廃棄物のみの 収	双集又は運搬を業
審査基準(未設定の場合はその理由)	準の44名。 1 5 2 2 2 2 1 に 第 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	の条第2項第1号に で、第2項第1号に で、廃棄すの。)第15条 第1項を 第1項を 第1項を 第1項を 第1項を 第1項を 第1項を 第1項を 第1項を 第1ので	関する条例(平成20年) 現する条例(平成20年) 現まで、第1項条件で、近の項条のでは、変更ののでは、変更ののでは、変更ののでは、変更ののでは、変更ののでは、変更のでは、変更のでは、変更のでは、変更のでは、変更のでは、変更のでは、変更のでは、変更のでは、ないでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないので	業(再生輸送業)の 条例施行規則(平 るもののほか、以 収集又は運搬を 者が管理産難団法 等別管理又は特別 人はその業務昭和 支間人 使用人 第6条の10に規定	の申請者の能力 可成20年期 下のとおり定め 的確に行うに発 でを でを でを でを でを でを でを でを でを でを でを でを でを
基準の制定根拠	H27.3.18 伺定	(R6.3.25一部改定))		
標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	56日				
期間の制定根拠	H22.3.8伺定				